

令和5年3月（令和4年度第12回）
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和5年3月27日(月) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室

3. 出席委員 (16名)

委員	1番	坂口利邦
委員	2番	富永浩二
委員	3番	白田利秋
委員	4番	中嶋睦巳
委員	5番	中村重治
委員	6番	上岡ヒトミ
委員	7番	福田智浩
委員	8番	永野易美
委員	9番	大窪輝則
委員	10番	藤井勇次
委員	11番	上名主辰也
委員	12番	黒江幹也
委員	13番	冷水正行
委員	14番	吉永良行
委員	15番	福園幸雄
会長	16番	鶴岡和喜

4. 欠席委員

5. 議事録署名委員 4番 中嶋睦巳 5番 中村重治

6. 議 題 議案第38号 農地法第3条許可申請の件について
議案第39号 農地法第5条許可申請の件について
議案第40号 農業振興地域整備計画変更の件について
議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について
2 あっせん委員の選任について
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について
4 令和5年度農作業標準賃金表の件について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 一松 敬一 事務局次長 原之園 利恵 主事 宮本 晴生

10. 農地利用最適化推進委員 14名 出席

11. 一 閉会 一

第 4 回定例総会 会議の概要

【午前 10 時 00 分 開会】

事務局	<p>ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、令和 4 年度肝付町農業委員会第 12 回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は 16 名中 16 名で、全員出席でございます。会議規則第 17 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、今回は推進委員の皆様にも出席依頼をし、16 名中 14 名の方に出席いただいております。</p> <p>それでは、会議規則第 15 条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>それでは本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、4 番の中嶋睦巳委員と 5 番の中村重治委員をお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第 38 号から議案第 41 号まであります。報告協議が 1 から 4 番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告といたしまして、3 月 24 日に第 103 回通常総会に出席いたしました。令和 4 年度の決算報告と令和 5 年度の予算案の件でした。詳しく内容を知りたい方は事務局に資料がありますので、確認をお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1 ページをお開きください。</p> <p>議案第 38 号「農地法第 3 条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 38 号 農地法第 3 条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第 3 許可申請は 8 件の申請です、所有権移転の売買が 2 件と贈与が 6 件となっています。売買の 2 件は、田が 2 筆で 1,093 平方メートルです。贈与の 6 件は田が 2 筆で 863 平方メートル、畑が 7 筆で 9,567 平方メートルという内訳になっています。</p> <p>整理番号 1 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏外 2 名から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が富山字〇〇 〇〇〇番〇で、田が 1 筆で 402 平方メートルです。</p> <p>整理番号 2 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇で、田が 1 筆で 102 平方メートルです。</p> <p>事務局</p> <p>整理番号 3 番は、〇〇府の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が 1 筆で 935 平方メートルです。</p> <p>整理番号 4 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇町の〇〇〇〇氏への売買で、申</p>

	<p>請地が野崎字〇〇 〇〇〇番〇で、田が1筆で991平方メートルです。</p> <p>整理番号5番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇で、田が1筆で461平方メートルです。</p> <p>整理番号6番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇外1筆で、畑が2筆で3,728平方メートルです。</p> <p>整理番号7番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇外1筆で、畑が2筆で2,779平方メートルです。</p> <p>整理番号8番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が野崎字〇〇 〇〇〇番外1筆で、畑が2筆で2,125平方メートルです。</p> <p>以上、8件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>只今、事務局より説明がありましたが、1番から8番まであります。お目通し下さい。一括して審議したいと思ひます。異議、意見等ござひませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということでありますので、議案第38号農地法第3条許可申請の8件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして2ページをお開きください。議案第39号農地法第5条許可申請の件「5-4-29」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-4-29」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が鹿屋市〇〇 〇〇〇番地〇の株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんです。譲渡人が肝付町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町新富字〇〇 〇〇〇番、地目は畑、面積は654平方メートルです。</p> <p>転用目的が山林で、林業を営んでいるため隣接の山林を購入したことから申請地に植林をして山林にしたいとのことから申請が出ています。農地の区分は第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会にある〇〇〇〇の南東にある畑です。配置図については、杉を図のように植林し雨水等の処理については自然浸透で計画されています。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、「5-4-29」については、2人の委員が現地調査をしております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願ひいたします。はい、藤井委員。</p>
藤井委員	<p>10番、藤井です。「5-4-29」について現地調査の報告をいたします。</p>
藤井委員	<p>3月22日に、大窪委員、私と事務局が2名、申請人で現地調査を行いました。場所は今事務局から説明があったとおりです。現状では隣の山林を購入されて伐採され、その後植林をされています。その山林に入林する際の道路として使われていたわけですが、そこが畑になっていますので購入されてそこにも植林をしたいということです。周辺はすべて荒れた畑になっていて、隣接地はクヌギが植えてあ</p>

	ります。北側も以前はハウスが建っていましたが、荒れている状態で山林として使っても何ら問題ないかと思いますが、皆様のご審議をよろしくお願ひします。
議 長	はい、ご苦勞さまでした。只今、「5-4-29」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-4-29」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定しました。 つづきまして3ページをお開きください。議案第40号農業振興地域整備計画変更の件「変-4-4」について、事務局が説明をいたします。
事務局	農業振興地域整備計画変更の件「変-4-4」について、ご説明いたします。 申請人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇の〇〇〇〇さんです。申請地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇、地目は畑で面積は755平方メートルです。用途につきましては一般住宅・貸駐車場・貸資材置場で、現在借家住まいで手狭になったことから持ち家を建築し、駐車場及び資材置場を整備し自身が役員を務める会社へ貸し出したいとのことから申請が出ています。 除外後の農地の区分は第1種農地で集落接続施設に該当いたします。 場所につきましては〇〇振興会の〇〇住宅から東へ210メートル進み右折し、南へ約130メートル進んだ右折し25メートル進んだ左側です。 配置図については、住宅を図のように建築し、駐車場・資材置場を整備し雨水等の処理については自然浸透で、汚水・生活雑排水処理については合併浄化槽で計画されています。 以上、よろしくお願ひいたします。
議 長	はい、「変-4-4」については、上岡委員が都合により現地調査に行けなくなったことから、私と藤井委員で現地調査をしました。藤井委員に現地調査の報告をお願ひいたします。
藤井委員	10番、藤井です。「変-4-4」について現地調査の報告をいたします。 3月22日に、鶴岡会長、私と事務局が2名、申請代理人1名で現地調査を行いました。場所については今、事務局からあったとおりです。写真を見てもらうとわかると思いますが、申請地の西側には貸家があります。北側には分譲地があり、隣接地には先月5条申請のあった宅地になる予定地があります。周辺を住宅地に囲まれており、雨水・生活雑排水は北側の町道側溝に流すということですので、その他は何ら問題ないかと思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。
議 長	はい、ご苦勞さまでした。只今、「変-4-4」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	はい、それでは異議なしということですので、農業振興地域整備計画変更の件「変-4-4」については、許可相当の意見書を付して町に進達するということに決定しました。
議 長	つづきまして4ページをお開きください。 議案第41号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用

	集積計画」の決定について、令和5年3月集計分を事務局に説明をお願いします。
事務局	<p>議案第41号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画」の3月分につきまして説明いたします。</p> <p>まず、1番の所有権移転ですが、内之浦地区は田が1件の3筆で2,670平方メートルでした。高山地区が、田が5件の12筆で18,800平方メートル、畑が1件の1筆で444平方メートルでした。詳細につきましては5ページに掲載してあります。</p> <p>この7件については先月までの総会であっせん申し出があった分で、認定農業者への売買が成立したものでございます。</p> <p>次に2番の利用権設定です。内之浦地区ですが、新規設定は田が6件の10筆で10,768平方メートル、畑が1件の2筆で2,369平方メートルでした。再設定は田が24件の48筆で59,220平方メートル、畑が17件の43筆で37,131平方メートルでした。</p> <p>高山地区は新規設定が、田が43件の76筆で98,198平方メートル、畑が17件の22筆で40,000平方メートル、再設定が、田が41件の92筆で85,634平方メートル、畑が9件の17筆で24,259平方メートルです。</p> <p>肝付町の合計ですが、田が114件の226筆で253,820平方メートル、畑が44件の84筆で103,759平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、158件の310筆で357,579平方メートルであります。詳細につきましては、内之浦地区が6ページから8ページ、高山地区が9から15ページに掲載してあります。</p> <p>以上、よろしくお願いたします。</p>
議長	はい、今月は1番の所有権移転が7件、2番の利用権設定は、内之浦地区が47件、高山地区が110件あります。まずは1番の所有権移転の方から審議します。お目通しのほどお願いたします。
議長	それでは、1番の所有権移転7件の申請について審議いたします。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議長	<p>異議なしということですので、1番の所有権移転の7件については、提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、2番の利用権設定に移ります。内之浦地区が6ページから8ページ、高山地区が9ページから15ページになります。まずはお目通しのほどお願いたします。</p>
議長	<p>それでは、内之浦地区の47件の申請分から審議しますが、申請番号1番に冷水正行委員の関係する新規の利用権設定がありますので、この案件から審議したいと思います。冷水委員の退席をお願いします。（冷水委員退席）</p> <p>それでは申請番号1番について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	【異議なしとの声あり】
議長	<p>異議なしということですので、利用権設定の1番については提案どおり許可することに決定しました。（冷水委員入室・着席）</p> <p>つづきまして、申請番号21番に美坂美智子推進委員の関係する新規の利用権設定があります。美坂推進委員の退席をお願いします。（美坂推進委員退席）</p> <p>それでは申請番号21番について審議します。異議・意見等ございませんか。</p>
	【異議なしとの声あり】

議 長	<p>異議なしということですので、利用権設定の 21 番については提案どおり許可することに決定しました。(美坂推進委員入室・着席)</p> <p>つづきまして、申請番号 47 番に銭貫義行推進委員の関係する新規の利用権設定があります。銭貫推進委員の退席をお願いします。(銭貫推進委員退席)</p> <p>それでは申請番号 47 番について審議します。異議・意見等ございませんか。</p>
	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>それでは異議なしとのことですので、利用権設定の 47 番については提案どおり許可することに決定しました。(銭貫推進委員入室・着席)</p> <p>1 番、21 番、47 番を除く他の 44 件の申請分について一括審議します。異議・意見等ございませんか。</p>
	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>異議なしということですので、内之浦地区の 47 件の申請につきましては提案どおり全て許可することに決定いたしました。</p> <p>つづきまして、高山地区の 110 件の申請分に移ります。お目通しをお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、高山地区の 110 件の申請について審議いたしますが、番号の 58 番から 60 番に上名主辰也委員の関係する新規の利用権設定がありますので、この案件から審議したいと思います。</p> <p>上名主委員の退席をお願いします。(上名主委員退席)</p> <p>それでは利用権設定の 58 番から 60 番について審議します。異議・意見等ございませんか。</p>
	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>異議なしということですので、利用権設定の 58 番から 60 番については提案どおり許可することに決定いたしました。(上名主委員入室・着席)</p> <p>つづきまして、90 番、91 番に末次健一推進委員の関係する新規の利用権設定があります。末次推進委員の退席をお願いします。(末次推進委員退席)</p> <p>それでは利用権設定の 90 番、91 番について審議します。異議・意見等ございませんか。</p>
	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>異議なしということですので、利用権設定の 90 番、91 番については提案どおり許可することに決定いたしました。(末次推進委員入室・着席)</p> <p>つづきまして、99 番から 103 番に福田智浩委員の関係する新規の利用権設定があります。福田委員の退席をお願いします。(福田委員退席)</p> <p>それでは利用権設定の 99 番から 103 番について審議します。異議・意見等ございませんか。</p>
	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>異議なしということですので、利用権設定の 99 番から 103 番については提案どおり許可することに決定いたしました。(福田委員入室・着席)</p> <p>つづきまして、108 番に中村重治委員の関係する新規の利用権設定があります。中村委員の退席をお願いします。(中村委員退席)</p> <p>それでは利用権設定の 108 番について審議します。異議・意見等ございませんか。</p>
議 長	

	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>異議なしということですので、利用権設定の 108 番については提案どおり許可することに決定いたしました。(中村委員入室・着席)</p> <p>58 番から 60 番、90 番、91 番、99 番から 103 番、108 番を除く他の 101 件の申請分について一括審議します。異議・意見等ございませんか。</p>
	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>異議なしということですので、内之浦地区 47 件、高山地区 111 件の申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。以上で議案第 41 号については終わります。</p> <p>つづきまして、報告・協議に入ります。1 番から 4 番まであります。16 ページをお開きください。報告・協議 1 番の「農地利用集積事業計画の解約について」21 件あります。解約理由は、借り手、貸し手の都合並びに所有権移転等によるもので、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いいたします。</p>
議 長	それでは合意解約の件について、ご意見等はありませんか。
	【なしとの声あり】
議 長	<p>なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約については、報告のとおり承認されました。</p> <p>つづきまして、18 ページをお開きください。報告・協議の 2 番、あっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が 15 件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。まずは「あ-4-76」について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-76」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番外 1 筆で、地目・面積は、田が 1 筆で 558 平方メートル、畑が 1 筆で 1,114 平方メートルです。あっせんの種類は譲渡・貸付希望です。希望価格については周辺相場または無償、希望期間は 10 年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇〇付近と〇〇〇〇付近にある畑になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-4-76」のあっせん委員に、地区委員の大窪委員と藤井委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、19 ページをお開きください。</p> <p>「あ-4-77」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-77」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町野崎字〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆で、地目・面積は田が 1 筆で 1,047 平方メートル、畑が 1 筆で 815 平方メートルです。あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会内にある田と畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-4-77」のあっせん委員を、地区委員の坂口委員と富永委員にお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-4-78」について事務局に説明を求めます。</p>

事務局	<p>「あ-4-78」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は畑が 1 筆で 1,934 平方メートルです。あっせんの種類は譲受希望で、希望価格については 10 アール当たり 250,000 円となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇〇の南側にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-4-78」のあっせん委員を、地区委員の富永委員と中嶋委員にお願いいたします。</p> <p>つづきまして、20 ページをお開きください。</p> <p>「あ-4-79」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-79」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は畑が 1 筆で 1,315 平方メートルです。あっせんの種類は貸付希望で、希望価格については 10 アール当たり 10,000 円、希望期間は 3 年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇〇付近にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-4-79」のあっせん委員を、地区委員の中嶋委員と白田委員にお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-4-80」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-80」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇外 5 筆で、地目・面積は田が 6 筆計で 4,583 平方メートルです。あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会周辺に点在している田になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-4-80」のあっせん委員を、地区委員の福田委員と中村委員にお願いいたします。</p> <p>つづきまして、21 ページをお開きください。</p> <p>「あ-4-81」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-81」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は田が 1 筆で 1,354 平方メートルです。あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇〇の南側にある田になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-4-81」のあっせん委員を、地区委員の福田委員と中村委員にお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-4-82」について事務局に説明を求めます。</p>

事務局	<p>「あ-4-82」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町宮下字〇〇 〇〇〇番で、地目・面積は田が1筆で1,539平方メートルです。あっせんの種類は譲受希望で、希望価格については10アール当たり200,000円となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇〇付近にある田になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-4-82」のあっせん委員を、地区委員の上名主委員と福田委員にお願いいたします。</p> <p>つづきまして、22ページをお開きください。</p> <p>「あ-4-83」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-83」について説明いたします。</p> <p>申出人が鹿屋市〇〇 〇〇〇番〇号 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇外2筆で、地目・面積は田が3筆計で2,522平方メートルです。あっせんの種類は貸付希望で、希望価格については周辺相場、希望期間は10年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会内にある田になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-4-83」のあっせん委員を、地区委員の藤井委員と大窪委員にお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-4-84」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-84」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は畑が1筆で3,143平方メートルです。あっせんの種類は貸付希望で、希望価格については周辺相場、希望期間は5年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会内にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-4-84」のあっせん委員を、地区委員の藤井委員と上岡委員にお願いいたします。</p> <p>つづきまして、23ページをお開きください。</p> <p>「あ-4-86」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-86」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇外2筆で、地目・面積は田が1筆で1,425平方メートルです。あっせんの種類は譲渡・貸付希望で、希望価格については周辺相場、希望期間は3年からとなっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会周辺に点在している田になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-4-86」のあっせん委員を、地区委員の富永委員と白田委員にお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-4-87」について事務局に説明を求めます。</p>

事務局	<p>「あ-4-87」について説明いたします。</p> <p>申出人が始良市〇〇 〇-〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇外2筆で、地目・面積は畑が3筆計で3,467平方メートルです。あっせんの種類は譲渡・貸付希望で、希望価格については譲渡が周辺相場、貸付が10アール当たり5,000円、希望期間は5年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇〇付近にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-4-87」のあっせん委員を、地区委員の大窪委員と永野委員にお願いいたします。</p> <p>つづきまして、24ページをお開きください。</p> <p>「あ-4-88」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-88」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇外1筆で、地目・面積は畑が2筆計で3,520平方メートルです。あっせんの種類は貸付希望で、希望価格については周辺相場、希望期間は3年からとなっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇〇付近にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-4-88」のあっせん委員を、地区委員の上岡委員と藤井委員にお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-4-89」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-89」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町後田〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇外1筆で、地目・面積は畑が2筆計で3,448平方メートルです。あっせんの種類は貸付希望で、希望価格については周辺相場、希望期間は5年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇〇付近にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-4-89」のあっせん委員を、地区委員の大窪委員と永野委員にお願いいたします。</p> <p>つづきまして、25ページをお開きください。</p> <p>「あ-4-90」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-90」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は畑が1筆で2,176平方メートルです。あっせんの種類は貸付希望で、希望価格については周辺相場、希望期間は5年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇〇付近にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-4-90」のあっせん委員を、地区委員の藤井委員と上岡委員にお願いいたします。</p>

	つづきまして、「あ-4-91」について事務局に説明を求めます。
事務局	<p>「あ-4-91」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇外1筆で、地目・面積は畑が2筆計で2,227平方メートルです。あっせんの種類は貸付希望で、希望価格については周辺相場、希望期間は5年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇〇の南側にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-4-91」のあっせん委員に、地区委員の藤井委員と中村委員でお願いします。</p> <p>以上であっせん申出に係る15件の、あっせん委員の選任関係を終わります。</p> <p>つづきまして、26ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の3番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局が説明します。</p>
事務局	<p>あっせん申出に係る整理について、26ページから31ページに、あっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めて頂きました分について、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれ載せております。</p> <p>その他成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。</p> <p>あっせん申出の整理につきましては以上です。</p>
議長	この件に関しまして何かありませんか。はい、白田委員。
白田委員	3番、白田です。28ページの40番の申請についてはあっせんが成立しております。それと29ページの4年度申し込み分、10番の申請も話が決まりそうなので、消してください。
議長	他にありませんか。
	【なしという声あり】
議長	<p>ないようですので、ここで10分ほど休憩いたします。</p> <p>【10分間休憩】</p>
議長	<p>それでは再開いたします。</p> <p>つづきまして32ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の4番、「令和5年度農作業標準賃金表の件」について、事務局が説明します。</p>
事務局	<p>「令和5年度肝付町農作業標準賃金表」について説明いたします。</p> <p>先月の総会で令和5年度の農作業標準賃金の中身について協議をしてもらいまして、その結果を整理し今月ご提案したところですが、1番の農作業日雇賃金は、県の最低賃金が昨年の10月6日に示されまして、それに基づきまして、最低賃金を6,824円としております。それから2番の請負作業賃金以降の項目については、とりあず前年度の金額を掲載していますので、変更した方がよいと思われる項目があれば教えていただければと思います。以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	はい、この件に関しまして何かありませんか。はい、中村委員。
中村委員	5番、中村です。2番目の請負作業賃金で、ち苗500円から600円とありますが、苗代もこの金額に消費税がプラスされるわけで、この金額ではどうかなと思います。

	すが。
議 長	皆さんどうでしょうか。はい、末次推進委員。
末次推進委員	WCS用稲の苗でもいろいろな品種で金額も違います。このように表に 500 円から 600 円と記載してあると、実際はそれ以上の金額になるのになかなか高い金額を提示できないですね。表示するのであれば、品種を細かく分けた方がよいと思います。実際、苗を扱っていない農業委員会で決めるのは難しいのではないのでしょうか。
事務局	近隣の市町は、作業賃金ではないのでち苗代を表示していないと思います。今、意見が出たように決めるのが難しいのであれば、このち苗代の表示を削除してはどうでしょうか。
議 長	今ありましたように、ち苗代は削除した方がよいのではと意見が出ましたが、そのような事でよろしいでしょうか。
	【異議なしという声あり】
議 長	それでは、異議なしという事ですので、令和 5 年度の農作業標準賃金表からち苗代を削除したいと思います。 その他で何かありませんか。
	※藤井委員より農地の原状回復をしない農家への対応について、提案・討論あり。
議 長	他に何かありませんか。 無いようですので、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、4月25日(火)の予定ですのでよろしくお願いいたします。 それでは以上で、3月の定例総会を閉会いたします。

<午後0時5分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和5年3月27日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 中嶋 睦巳

委 員 中村 重治